

○甲南大学研究活動における不正行為の通報・告発に関する規程

平成 27 年 3 月 27 日

理事会制定

改正 平成 28 年 1 月 22 日

平成 29 年 1 月 27 日

平成 30 年 11 月 30 日

令和 3 年 4 月 30 日

(目的)

第 1 条 この規程は、甲南大学研究活動における不正行為防止等に関する規程第 10 条に基づき、研究活動における不正行為（以下「不正行為」という。）に係る通報（本人からの申出を含む、以下同じ。）・告発があつたときの調査等、必要な事項を定める。

(通報等)

第 2 条 甲南大学研究活動における不正行為防止等に関する規程が定めるところの研究者等が行う研究活動における不正行為に関し、学内外からの通報・告発及び相談（以下「通報等」という。）を受け付ける窓口を置く。

2 通報等の窓口は、コンプライアンスを担当する副学長（以下「コンプライアンス担当副学長」という。）とし、学長室の専任職員管理職が業務を補佐する。

3 通報等は、原則として書面又は電子メールにより、不正行為を行つたとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様その他不正とする内容を明示し、かつ不正とする科学的な合理性のある理由を示したうえで、通報・告発者の氏名を明らかにして行う。ただし、匿名によることもできる。

4 コンプライアンス担当副学長は、通報・告発者に対し、不正行為に係る通報・告発を受け付けた旨を速やかに通知する。

5 コンプライアンス担当副学長は、以下の各号に該当する場合においても、不正行為に係る通報・告発があつた場合に準じて取扱うことができる。

(1) 学会等の科学コミュニティその他外部機関又は報道により不正行為の疑いが指摘された場合

(2) 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（不正行為を行つたとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様その他不正とする内容が明示され、かつ不正とする合理的な理由が示されている場合に限る。）ことを確認した場合

(3) 監事又は監査部から不正行為の疑いが指摘された場合

6 コンプライアンス担当副学長は、通報・告発の内容を学長に報告する。

第 2 条の 2 通報・告発の意思を明示しない相談があつた場合で、その内容に相当の理由があると認めるときは、コンプライアンス担当副学長は、相談者に対して通報・告発の意思を確認するものとする。

2 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているとの相談があつた場

合、コンプライアンス担当副学長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、相談者の意思を確認したうえで、その相談内容に関係する者に対して警告を行うとともに、学長に報告する。

(予備調査委員会)

第3条 不正行為に係る通報・告発があつた場合、コンプライアンス担当副学長は、若干名の予備調査委員（通報・告発者及び被通報・告発者と直接の利害関係を有する者を除く。）を指名し、コンプライアンス担当副学長を委員長とした予備調査委員会を設置する。なお、外部有識者を予備調査委員として指名することができる。

2 予備調査委員会の事務は、総務部総務課が所管する。

(予備調査)

第4条 予備調査委員会は、次の各号に掲げる事項等を踏まえて、速やかに不正行為に係る通報・告発の内容の合理性及び本調査可能性を確認し、本調査の要否を判断する。なお、通報・告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報・告発に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、不正行為の問題として本調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(1) 不正行為が行われた可能性

(2) 通報・告発の際示された科学的な合理性のある理由の論理性

(3) 通報・告発された事案に係る研究活動の公表から通報・告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又は被通報・告発者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否か

2 前項の判断は、原則として、第2条に定める通報・告発を受け付けた日の翌日から起算して30日以内に行う。

3 予備調査委員会は、予備調査に必要な資料等及び本調査の証拠となり得る資料等を保全する措置をとることができる。

4 コンプライアンス担当副学長は、第1項の判断内容を学長に速やかに報告する。また、本調査を実施する場合には、その旨を文部科学省及び当該事案に係る研究費を配分する機関（以下「配分機関」といい、学内の研究費交付制度における配分機関を本学とする。）に報告する。

5 本調査を実施しない場合、コンプライアンス担当副学長は、通報・告発者に対し、理由を付してその旨を通知する。この場合、予備調査に係る資料を保存し、配分機関等又は通報・告発者の求めに応じて予備調査に係る資料を開示する。

6 前項の場合で、当該通報・告発が通報・告発者の悪意（被通報・告発者を陥れるため、又は被通報・告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被通報・告発者に何らかの損害を与えることや被通報・告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づくものと疑われるときは、予備調査委員会は、その旨を学長に報告

する。

(本調査委員会)

第 5 条 本調査を実施する場合、コンプライアンス担当副学長は、本調査委員会を設置する。

2 本調査委員会は、教職員（第 3 条第 1 項に定める予備調査委員であつた者を含む。）及び外部有識者で構成する。なお、本調査委員の半数以上は学外者とし、委員長はコンプライアンス担当副学長とする。

3 すべての本調査委員は、通報・告発者及び被通報・告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

4 本調査委員会の事務は、総務部総務課が所管する。

(本調査の実施)

第 6 条 コンプライアンス担当副学長は、本調査を実施すること並びに本調査委員の氏名及び所属を通報・告発者及び調査対象者（被通報・告発者を含む。以下、同じ。）に速やかに通知し、調査への協力を求める。なお、調査対象者が本学以外の研究機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 前項の通知後 7 日以内に、通報・告発者又は調査対象者から本調査委員会の構成に対して異議が申し立てられた場合、コンプライアンス担当副学長は、異議の内容が妥当と判断したときに限り、本調査委員を交代させるとともに、その旨を通報・告発者及び調査対象者に通知する。

3 本調査委員会は、不正行為の有無及び不正行為の内容、関与した者及びその関与の程度等について調査し、これを認定する。

4 前項の調査は、原則として、本調査の実施を判断した日の翌日から起算して 30 日以内に開始しなければならない。

5 本調査委員会は、通報・告発された事案に係る研究活動のほか、調査に関連する被通報・告発者の他の研究活動も調査の対象に含めることができる。

6 本調査は、通報・告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料等の精査のほか、関係者のヒアリング、再実験の要請等の方法により行う。なお、通報・告発された不正行為が行われた可能性を調査するために、本調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを調査対象者に求める場合、又は調査対象者自らの意思によりそれを申し出て本調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し合理的に必要と判断される範囲内において、本調査委員会の指導・監督の下、これを行う。

7 本調査委員会は、調査に必要な範囲で、証拠となる資料等を保全する措置をとることができる。ただし、これらの措置に影響しない範囲内であれば、調査対象者の研究活動を制限しない。

8 本調査において不正行為等を認定しようとするときは、調査対象者に弁明の機会を与え

る。

(専門調査小委員会)

第 7 条 コンプライアンス担当副学長は、前条の本調査において必要あるときは、本調査委員会に専門調査小委員会を置き、同委員会から専門的な知見に基づく意見を徴することができる。

2 専門調査小委員会は、コンプライアンス担当副学長が指名する若干名の専門調査小委員会委員で構成し、委員長はコンプライアンス担当副学長とする。

3 専門調査小委員会は、専門調査小委員会委員以外の外部有識者を委員会に出席させることができる。

4 専門調査小委員会の事務は、総務部総務課が所管する。

(研究費の一時的執行停止)

第 8 条 学長は、必要に応じて、調査対象者に対し、当該事案に係る公的研究費その他の研究費の一時的執行停止を命ずる。

(中間報告)

第 8 条の 2 通報・告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした文部科学省及び配分機関から調査の中間報告を求められた場合、本調査委員会は、中間報告書を取りまとめ、これを学長に報告し、文部科学省及び配分機関に提出する。また、学長は、これを理事長に報告する。

(研究又は技術上の情報の保護)

第 8 条の 3 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

(不正行為の認定)

第 9 条 本調査委員会は、原則として本調査委員会を設置した日から 150 日以内に、第 6 条第 3 項に定める調査の認定内容、不正発生の要因、不正行為に関与した者及びその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。

2 本調査委員会の調査において、調査対象者が通報・告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとり行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

3 本調査委員会は、前項により調査対象者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行わなければならない。なお、調査対象者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

4 不正行為に関する証拠が提出された場合には、調査対象者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定される。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存など、本来存在するべき基本的な要素の不足により、調査対象者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

5 本調査委員会は、当該通報・告発が通報・告発者の悪意に基づくことが明らかになった場合、悪意に基づく通報・告発の認定を行い、その旨を次条第1項の調査結果報告書に記載する。なお、かかる認定を行う場合、本調査委員会は、通報・告発者の弁明の機会を設けなければならない。

6 悪意に基づく通報・告発が認定された場合、学園は、通報・告発者の氏名公表、就業規則に基づく懲戒処分、損害賠償請求又は刑事告発を行うなど、適切に措置する。

(報告)

第9条の2 本調査委員会は、調査結果報告書を取りまとめ、これを学長に報告し、文部科学省及び配分機関に提出する。また、学長は、これを理事長に報告する。

2 本調査委員会は、本調査結果において、不正行為が規程等の解釈又は運用上の間違いに起因すると認める場合、学長に対し、その原因となる仕組み又は環境等を報告し、是正と改善を求める。

(通知)

第10条 コンプライアンス担当副学長は、前条第1項の調査結果を速やかに通報・告発者及び調査対象者に通知する。また、調査対象者が本学以外の研究機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 コンプライアンス担当副学長は、第9条第5項の認定内容を速やかに通報・告発者及び調査対象者に通知する。また、通報・告発者又は調査対象者が本学以外の研究機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

(異議申立て)

第11条 調査対象者は、第6条第3項に定める調査の認定内容に対して学長に異議申立てをすることができる。

2 通報・告発者は、第9条第5項に定める認定内容に対して、学長に異議申立てをすることができる。

3 前2項の異議申立ては、前条に定める通知の受け取り後2週間以内に、理由を付した書面によって行わなければならない。ただし、同一理由による異議申立てを繰り返すことはできない。

(審査委員会)

第12条 学長が前条第1項又は第2項の異議申立てを受理したときは、その旨を通報・告発者又は調査対象者に通知し、文部科学省及び配分機関に報告するとともに、直ちに審査委員会を設置する。なお、通報・告発者が本学以外の研究機関に所属している場合は、前条第

2 項の異議申立てを受理した旨を、その所属機関にも通知する。

2 審査委員会は、第 5 条第 2 項に定める本調査委員会の委員で構成する。ただし、新たに専門性を要する判断が必要となる等相当の理由がある場合、学長は、審査委員会の委員を交代させ、又は追加することができる。

3 審査委員会は、関係書類に基づいて異議申立ての審査を行い、速やかに再調査の必要性の有無を決定し、学長に報告する。

4 審査委員会の事務は、総務部総務課が所管する。

(再調査)

第 13 条 学長は、再調査の必要性を認めるとき、本調査委員会に再調査を命じる。

2 コンプライアンス担当副学長は、第 11 条第 1 項又は第 2 項の異議申立てに対し、再調査を行う旨を、若しくは再調査を行わない旨を調査対象者又は通報・告発者に通知するとともに、文部科学省及び配分機関等に報告する。なお、再調査を行わない場合は、その理由を付すこととする。

3 再調査を行う決定を行った場合には、本調査委員会は調査対象者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。異議申立てを行った調査対象者の協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。

4 第 11 条第 1 項の異議申立てに対し、本調査委員会は、原則として再調査の開始から 50 日以内に、先の本調査結果を改めるか否かを決定し、当該再調査結果を速やかに学長に報告する。

5 第 11 条第 2 項の異議申立てに対し、本調査委員会は、原則として再調査の開始から 30 日以内に、先の本調査結果を改めるか否かを決定し、当該再調査結果を速やかに学長に報告する。

6 コンプライアンス担当副学長は、前 2 項の再調査結果を直ちに調査対象者及び通報・告発者に通知するとともに、文部科学省及び配分機関に報告する。なお、調査対象者又は通報・告発者が本学以外の研究機関に所属している場合は、第 4 項の調査結果を調査対象者が所属する研究機関に、第 5 項の調査結果を通報・告発者が所属する研究機関にそれぞれ通知する。

(公表等)

第 14 条 学長は、不正行為の存在又は悪意の通報・告発に係る本調査委員会の認定が確定したときは、速やかに調査結果を公表する。公表する内容については、別に定める。

2 学長は、不正行為の不存在に係る本調査委員会の認定が確定したときは、原則として調査結果を公表しない。なお、調査事案が外部に漏洩していた場合、又は論文等に故意によるものでない誤りがあつた場合は、通報・告発者及び調査対象者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、通報・告発者又は調査対象者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。

3 コンプライアンス担当副学長は、不正行為の有無に関わらず、本調査委員会の認定が確定したときは、通報・告発者及び調査対象者に対し、その認定内容を文書により通知する。

4 本条第2項に規定する場合、学長は、調査対象者の正常な研究活動の保障と個人の名誉回復のための措置をとらなければならない。

(最終報告書等)

第15条 コンプライアンス担当副学長は、第9条の2第1項に定める調査結果報告及び再発防止計画等を含む最終報告書を取りまとめ、これを学長に報告し、文部科学省及び配分機関に提出する。また、学長は、これを理事長に報告する。

(調査への協力)

第16条 教職員は、この規程に基づく予備調査、本調査、専門調査及び再調査の実施にあたり、調査の協力を求められたときは、誠実に協力しなければならない。

(外部機関の要請に基づく保全措置)

第16条の2 コンプライアンス担当副学長は、学外の調査機関の要請に基づき、当該調査機関において通報・告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。

(不利益取扱いの禁止)

第17条 不正行為に係る通報・告発をした者は、単に通報・告発したことを理由に、不利益な取扱いを受けることはない。ただし、悪意に基づく通報・告発であると認定されたときは、この限りでない。

2 調査対象者は、単に通報・告発が行われたことのみをもつて、部分的又は全面的に研究活動を禁止されるなどの不利益な取扱いを受けることはない。ただし、相当な理由があるときは、この限りでない。

3 第16条に規定する協力者は、単に協力したことを理由に不利益な取扱いを受けることはない。

(秘密保持)

第18条 コンプライアンス担当副学長は、通報・告発者、被通報・告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果を公表するまで、調査関係者以外に漏えいしないよう秘密保持の徹底を図るものとする。

(守秘義務)

第19条 この規程に基づいて通報・告発の処理に関係する者又は関係した者は、当該事案に関して知り得た情報について守秘義務を負う。また、関係する職務を退任した後も同様とする。

(利益相反の禁止)

第20条 本規程に基づいて通報・告発の受付又は調査・事実確認を行う者は、自己との利害関係を持つ事案に関与してはならない。

2 コンプライアンス担当副学長が調査対象者となった場合は、統括管理責任者が代行する。

ただし、学長が必要と判断するときには自身が代行することができる。

(関係機関への報告)

第 21 条 この規程の定めによりコンプライアンス担当副学長が文部科学省及び配分機関へ報告等を行う場合、予め学長の承認を得るものとする。

(通報・告発の回付)

第 22 条 通報・告発があつた場合でも、本学が調査を行うべき機関に該当しないときは、調査を行うべき機関に当該通報・告発を回付する。

2 他の機関から通報・告発が回付されたときは、通報・告発があつたものとして当該通報・告発を取り扱う。

(他機関との連携)

第 23 条 他の機関や学会等の科学コミュニティに対して、調査を委託すること又は調査を実施する上での協力（証拠資料等の保全措置を含む。）を求めることができる。

2 他の機関から調査の協力（証拠資料等の保全措置を含む。）を求められたときは、誠実に協力する。また、通報等の内容に応じて、他の機関と合同で調査を行うことがある。

(その他)

第 24 条 次の各号に該当する研究活動について通報・告発があつた場合、本規程にのっとり調査等を行う。

(1) いずれの研究機関にも所属していない者が、専ら本学の施設・設備を使用して行った研究活動

(2) 通報・告発時にいずれの研究機関にも所属していない者が、本学に所属していた間に行った研究活動

(改廃)

第 25 条 この規程の改廃は、大学会議の審議を経て、学長が提案し、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

省略（現行どおり）

附 則

この規程は、平成 30 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 30 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。